

# 『ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』に関するQ & A

## 1. ETC2.0 簡素化制度全般に関すること

No	質問	回答
1	ETC2.0 簡素化制度とはどのようなものですか。	業務支援用 ETC2.0 車載器を装着した車両の登録と ETC2.0 簡素化制度の利用登録をしていただくことにより、許可更新の簡素化と大型車誘導区間における経路選択を可能とする許可を行います。
2	ETC2.0 簡素化制度のメリットを教えてください。	簡易な手続きで更新申請が行えるようになります。具体的には更新時に申請書がシステムにより自動作成され、ワンクリック程度の操作で申請手続きが完了できます。また、通行止めなど申請経路から迂回が必要となった際、大型車誘導区間であれば新たに許可取得することなく通行可能になります。
3	ETC2.0 簡素化制度の受付はどこでしていますか。	受付は特殊車両通行許可オンライン申請からのみとなります。窓口では受付しておりませんのでご注意ください。 ●特殊車両通行許可オンライン申請サイト <a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/</a>
4	ETC2.0 簡素化制度の対象となる地域は関東だけですか。	対象の地域は全国となります。現時点（H28/6現在）での本制度の申請の受付は関東地方整備局のオンライン申請のみになります。
5	ETC2.0 簡素化制度を利用すると審査期間が短くなるのでしょうか。	ETC2.0簡素化制度だから審査日程が短くなるものではありません。大型車誘導区間以外の道路で個別審査がある場合の扱いはこれまで同様に道路管理者が協議を行います。

## 2. 許可経路に関すること

No	質問	回答
6	大型車誘導区間においては経路を複数申請しなくてもよくなるのですか。	その通りです。同一出発地、同一目的地であれば大型車誘導区間内では迂回経路のための複数申請はしなくてもよいです。
7	出発地と目的地は大型車誘導区間でなくてもいいですか。	出発地、目的地は大型車誘導区間でなくても構いません。申請経路に大型車誘導区間が含まれていれば ETC2.0 簡素化制度の対象となります。
8	大型車誘導区間とはなんですか。	国土交通大臣が指定する大型車両の通行を誘導すべき道路の区間です。高速道路や直轄国道、地方の主要道路が指定されています。必要に応じ、適宜、追加指定が実施されます。
9	大型車誘導区間に指定された道路はどこで確認できますか。	最新の指定道路の状況は国交省や関東地整のホームページで確認できます。 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html</a>
10	経路を申請する時に、出発地から大型車誘導区間までの経路、大型車誘導区間、大型車誘導区間から目的地まで、と分けて申請するのですか。	経路の申請は、出発地から目的地までを分けずに、大型車誘導区間を含んだ一連の経路として申請してください。 なお、出発地・目的地が異なる経路についてはそれぞれ申請が必要になります。

No	質問	回答
11	出発地から大型車誘導区間に入るまでの経路が複数ある場合は、申請経路はどれがよいか。	大型車誘導区間に至るまで、複数の経路が迂回路として必要ならば、それぞれの経路での申請が必要となります。
12	ETC2.0 簡素化制度で申請しておけば、大型車誘導区間の沿線の施設であれば、どこでも目的地として運搬し荷下ろししてよいですか。	ETC2.0 簡素化制度では、大型車誘導区間を通行条件にしたがって通行できます。ただし、目的地が異なる場合は、別途目的地（荷下ろし先等）毎に申請していただく必要があります。
13	大型車誘導区間以外の道路や未収録道路だけの申請経路の場合でも ETC2.0 簡素化制度を利用できますか。	申請経路に大型車誘導区間が含まれていない場合は ETC2.0 簡素化制度を利用できません。 簡素化制度を利用する場合は、出発地～目的地までの経路の一部に大型車誘導区間を含んでいる必要がありますので、大型車誘導区間を含まない経路の場合は通常通りの申請を行ってください。
14	通行条件 C や D があつた場合、大型車誘導区間を含む全線でその条件で通らなければならぬですか。	ETC2.0 簡素化制度では、大型車誘導区間においては当該許可条件による措置の必要となる区間又は箇所限定して当該許可条件により通行することができます。
15	大型車誘導区間は自由に通行可能とのことですが、通行条件 C の車両が、高速道路や大型車誘導区間に入った時はどのように通行すればよいのでしょうか。	申請経路以外の大型車誘導区間内の通行条件は、大型車誘導区間算定帳票に記載されます。C 条件、D 条件、通行不可、が障害箇所毎に表示されますので条件にしたがって通行してください。
16	よく利用する道路を大型車誘導区間に入れてほしいのですが。	申し訳ありませんが、大型車誘導区間に関するご意見はこちらでは承っておりません。

### 3. 申請手続きに関すること

No	質問	回答
17	ETC2.0 簡素化制度を利用するにあたり何か特別な手続きが必要ですか。	通常の特種車両通行許可申請に加え ETC2.0 簡素化制度の利用登録が必要となります。
18	ETC2.0 簡素化制度を利用できる車両に制限はありますか。	H26 年 10 月から実施されている大型車誘導区間の国の一元審査対象となる車両が対象となります。詳しくは「ETC2.0 装着車への特種車両通行許可 ETC2.0 簡素化制度実施要綱」をご確認ください。 <a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html</a>
19	複数の事業者で 1 台の車両を共同で使っていますが、それぞれの事業者で ETC2.0 簡素化制度の利用登録はできますか。	複数の事業者で車両を共同利用していたとしても、それぞれの事業者から車両の利用登録を行うことができます。
20	車両を手放した場合、何か手続きは必要ですか。	利用登録情報の削除手続きをしていただく必要があります。
21	業務支援用 ETC2.0 車載器が壊れたので新しい車載器を買ってきて交換しました。何か手続きは必要ですか。	新しい車載器をセットアップ後、車載器登録情報を新しい車載器の情報に変更登録をしてください。
22	ナンバープレートを変更しました。何か手続きは必要ですか。	車載器の再セットアップを行った後、古いナンバープレートの登録情報を一度削除し、新しいナンバープレートで新たに簡素化制度の利用登録を行ってください。許可の変更申請も併せて必要となります。
23	許可期間が切れた場合、利用登録した情報の取扱いはどうなりますか。	許可期間が切れても利用登録（車両の登録）は存続します。

No	質問	回答
24	複数トラクタを含めた包括申請はできますか。	トラクタの包括申請は現状非対応となっております。1台の車両単位で利用登録を行っていただきます。ただし、複数台のトレーラを組み合わせた包括申請は従来通り行えます。
25	トラクタの包括申請はできないとのことですが、今後もETC2.0簡素化制度では対象外なのでしょうか。	トラクタの包括申請については、ニーズを踏まえ対応を検討していきます。
26	ETC2.0簡素化制度の許可期間中にトレーラの台数を増やす変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。	許可された申請内容にトレーラを追加登録して申請して下さい。新たに許可を受ける車両があるため新規申請扱いになります。ただし、包括申請を行う場合は、トレーラが同一形式の車両である場合に限りです。

## 4. 許可証に関すること

No	質問	回答
27	大型車誘導区間の通行条件も含めて、書類は全て印刷して車両に携行しなければいけませんか。	「大型車誘導区間通行条件マップ」や「大型車誘導区間算定結果帳票」は通行経路に係るもののみ備え付ければよいので全てを印刷して携行する必要はありません。『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可 ETC2.0簡素化制度』における特車システム操作説明資料のP17に、ETC2.0簡素化制度許可で通行する際の携行書類を掲載していますのでご参照ください。
28	大型車誘導区間通行条件マップはどこから入手できますか。	特殊車両通行許可オンライン申請サイトのダウンロードコーナーからダウンロードできます。
29	大型車誘導区間通行条件マップは申請車両に対応したものですか。	通行条件マップは、モデル車両による算定結果での通行条件を示した地図になります。申請経路以外の大型車誘導区間を通行する場合は、大型車誘導区間算定結果帳票で、C D個別条件など通行条件を確認していただくことになります。
30	申請した車両諸元に対して、大型車誘導区間を通行する際に付いた条件は何を見たらわかりますか。	大型車誘導区間算定帳票により確認できます。大型車誘導区間算定帳票は、申請書作成状況一覧画面からダウンロードすることができます。
31	許可証を紛失してしまいました。	ダウンロードした許可証を再度印刷してください。なお、許可証再交付申請をしていただかなくても結構です。

## 5. 更新に関すること

No	質問	回答
32	自動更新とは2年ごとの更新の時期に、何もなくても許可証が送られてくるということですか。	更新時には更新の意向確認が申請者にメールにて送付されます。経路等の変更がない場合は、同意確認を以って更新申請がされたものと扱い審査しますので、何もなくても許可証が送られてくるわけではありません。したがって、申請時に入力するメールアドレス欄には、会社の代表アドレスなど、確実に連絡の取れるメールアドレスを入力してください。
33	更新手続きが1クリック更新とあるのは大型車誘導区間以外の市区町村等の一般道の通行許可で協議があった分も含めて更新されるのでしょうか。	自動更新の対象となります。
34	申請した内容が変更になる場合（例えば、トレーラ、経路、代表者など）、2年後の更新簡素化の対象に入りますか。	申請内容が変更になった場合は、自動更新とはなりません。許可が下りた当初の申請の内容と同じ内容であれば、自動更新の対象となります。

## 6. 業務支援用 ETC2.0 車載器に関すること

No	質問	回答				
35	業務支援用 ETC2.0 車載器は一般の ETC2.0 車載器と何が違うのですか。	ETC2.0 車載器には、業務支援用と一般用があります。業務支援用 ETC2.0 車載器は、一般の ETC2.0 のサービスに加え、運行管理支援などの物流サービス等に対応した特殊用途用 GPS 付き発話型車載器のことをいいます。				
36	従来の発話型 DSRC 車載器を持っていますが ETC2.0 簡素化制度の利用は可能ですか。	ETC2.0 簡素化制度の利用には、業務支援用 ETC2.0 車載器を装着してセットアップした車両が対象となりますので利用できません。				
37	現在デジタコと ETC 車載器を連動させていますが、追加で業務支援用 ETC2.0 車載器を装着することは可能ですか。	1 台の車両に装着できる車載器は 1 台のみとなりますので追加できません。 デジタコと業務支援用 ETC2.0 車載器の連動についてはデジタコメーカーにお問い合わせください。				
38	車載器管理番号や ASL-ID はどこに記載されているのですか。	<p>車載器の梱包箱、あるいは添付書類に記載されています。不明な場合は取付店もしくは車載器製造メーカーにご確認ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">車載器管理番号</td> <td style="padding: 5px;">                 20桁の英数字で構成されます。                  (20桁目は破線枠で示されている場合もありますが、これも含めて全桁を記入してください。)                  1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20                  □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□             </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ASL-ID</td> <td style="padding: 5px;">                 12桁の数字で構成されます。                  1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12                  □□□□□□□□□□□□             </td> </tr> </table>	車載器管理番号	20桁の英数字で構成されます。 (20桁目は破線枠で示されている場合もありますが、これも含めて全桁を記入してください。) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	ASL-ID	12桁の数字で構成されます。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 □□□□□□□□□□□□
車載器管理番号	20桁の英数字で構成されます。 (20桁目は破線枠で示されている場合もありますが、これも含めて全桁を記入してください。) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					
ASL-ID	12桁の数字で構成されます。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 □□□□□□□□□□□□					

## 7. 違反取締りに関すること

No	質問	回答
39	経路違反があったらどのように扱われますか。	本制度の許可を受けた車両で法に違反して通行していることを確認し、通知を受けた場合には、当該車両に係る申請書の自動作成はできなくなります。

## 8. 手数料に関すること

No	質問	回答
40	手数料はいくらですか。	従前同様、1 申請経路毎に手数料が発生します。大型車誘導区間完結経路で 160 円/台・経路、大型車誘導区間以外を含む場合は 200 円/台・経路になります。
41	自動更新の際に手数料はかかりますか。	自動更新においても許可にかかる手数料は従来通りお支払いいただきます。

## 9. 特定プローブ情報に関すること

No	質問	回答
42	特定プローブ情報とはどのようなものですか、利用目的を教えてください。	特定プローブ情報とは、業務支援用ETC2.0車載器に関する情報に加え、車両の情報と経路を把握するための情報になります。詳細は「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可ETC2.0簡素化制度における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針」をご確認ください。